受講資格・証明書類の例

区分	受 講 資 格	受講資格を証明する書類の例
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる**石綿作業主任者技能講習**を修了した者	石綿作業主任者技能講習**修了証の写し**
②	学校教育法による**大学**(短期大学を除く。）において、**建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程**を修めて卒業した後、建築に関して**2年以上の実務の経験**を有する者	⑴大学の建築学科**卒業証明書** ⑵建築の実務経験**2年以上**の**職務内容証明書**　※⑴と⑵両方必要です
③	学校教育法による**短期大学**（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、**建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程**（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。）、建築に関して**3年以上の実務の経験**を有する者	⑴修業年限3年の短期大学の建築学科**卒業証明書** ⑵建築の実務経験**3年以上**の**職務内容証明書**　※⑴と⑵両方必要です
④	学校教育法による**短期大学**（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は**高等専門学校**において、**建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程**を修めて卒業した後、建築に関して**4年以上の実務の経験**を有する者（③に該当する者を除く。）	⑴短期大学、専門職大学、又は高等専門学校の建築学科**卒業証明書** ⑵建築の実務経験 **4 年以上**の**職務内容証明書**　※⑴と⑵両方必要です
⑤	学校教育法による**高等学校又は中等教育学校**において、**建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程**を修めて卒業した後、建築に関して**7年以上の実務の経験**を有する者	⑴高等学校の建築学科**卒業証明書** ⑵建築の実務経験**7年以上**の**職務内容証明書**　※⑴と⑵両方必要です
⑥	建築に関して**11年以上の実務の経験**を有する者	建築に関して**11年以上**の実務経験があることを、事業場の責任者が証明する**職務内容証明書**
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（**平成17年法律第108号）による改正前**の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる**特定化学物質等作業主任者**技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材**調査に関して5年以上の実務の経験**を有する者	⑴平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の**修了証の写し** ⑵建築物石綿含有建材調査の実務経験（注）**5年以上**の **職務内容証明書** （注）建築物石綿含有建材調査者の補助の業務など　※⑴と⑵両方必要です
⑧	**建築行政**に関して**2年以上の実務の経験**を有する者	実務経験**2年以上**の**職務内容証明書**
⑨	**環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）**に関して**2年以上の実務の経験**を有する者	実務経験**2年以上**の**職務内容証明書**
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の**産業安全専門官**若しくは**労働衛生専門官**又は同項の**産業安全専門官**若しくは**労働衛生専門官**であった者	**職務内容証明書**
⑪	**労働基準監督官**として**2年以上**その職務に従事した経験を有する者	実務経験**2年以上**の**職務内容証明書**
⑫	**第１種作業環境測定士**又は**第２種作業環境測定士**であって、建築物石綿含有建材調査に関して**5年以上の実務の経験**を有する者	⑴第１種作業環境測定士又は第２種作業環境測定士の**登録証の写し** ⑵ 建築物石綿含有建材調査の実務経験**5年以上**の**職務内容証明書**　※⑴と⑵両方必要です

※職務内容証明書について、事業場をすでに退職している場合は、その事業場に依頼して同証明書を発行してもらうことが必要です。